

FOR TOMORROW

しぶや法人



(写真提供 藤木昭子氏)

2010.5・6
No. **502**
平成22年

第46回通常総会に向けて

税務コーナー(消費税・都税)	4
平成22年度税制改革大綱決まる	6
法人会事業アラカルト	9
都税コーナー	14

法人会掲示板 5・6月

5・6月(7月)実施する主な事業

- 5月6日 初級簿記講習会
- 5月7日 理事、評議員会
- 5月10日 青年部会役員会
- 5月11日 エクセル入門講座
- 5月11日 初級簿記講習会
- 5月12日 第7ブロック役員総会
- 5月13日 初級簿記講習会
- 5月14日 第15ブロック役員総会
- 5月18日 エクセル活用講座
- 5月18日 初級簿記講習会
- 5月19日 第46回通常総会
- 5月20日 初級簿記講習会
- 5月24日 源泉研究部会研修会
- 5月25日 ワード入門講座
- 5月25日 初級簿記講習会
- 5月27日 初級簿記講習会
- 6月1日 エクセル入門講座
- 6月1日 初級簿記講習会
- 6月3日 初級簿記講習会
- 6月4日 広報委員会
- 6月9日 新入会員歓迎会
- 6月22日 エクセル活用講座
- 6月29日 エクセル活用講座
- 7月4日 } 青年部会盲導犬育成事業支援の為の
- 7月5日 } 研修会(施設見学会)
- 7月7日 大型保障制度推進協議会
- 7月19日 観劇会
- 7月23日 健康講座
- 7月27日 省エネ促進税制と地球温暖化対策報告書制度セミナー

夏期セミナーのお知らせ

- 日 時 8月3日、4日(1泊研修)

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成22年5月20日(木)午後1時～4時
 日時 平成22年6月23日(水)午後1時～4時
 日時 平成22年7月21日(水)午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
 TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 5月12日(水) 午後1時30分～4時
 日時 6月14日(月) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

● 申告書用紙等発送予定日

法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
22年5月	22年6月下旬
22年6月	22年7月下旬
22年7月	22年8月下旬

午後2時受付開始
 (詳しくは同封のチラシをご覧ください)

● 場 所 箱根南風荘

● 講 演

(第1部) 講師: TBS解説・専門記者室長
 杉尾秀哉氏

講師: 第57代渋谷税務署長 内田景俊氏

(第2部) 懇親会

● 講習会費 10,000円/1名

※ 囲碁に興味のある方は、事務局相澤までご一報下さい。TEL 3461-0758

都市空間を演出するアーバンリアルティ

商業ビルの仲介・ビル経営代行・メンテナンスのご相談なら



株式会社スペーストラスト

渋谷支店

<仲介部門> 渋谷区道玄坂2-25-13 松原ビル1階 TEL 3496-3331

<管理部門> 渋谷区道玄坂2-10-10 世界堂ビル5階 TEL 3476-2768

第46回通常総会に向けて

渋谷法人会では、第46回通常総会に向けて、3月4日に広報委員会、10日事業研修委員会、11日組織委員会、12日厚生委員会、18日税制委員会、19日社会貢献委員会を開催し、平成21年度の各委員会事業の総括と



挨拶：松本審理担当上席
(広報委員会)



挨拶：二見法人第1統括官



八木原社会貢献委員長

平成22年度各委員会事業の計画を審議し、30日開催の理事会に報告することとした。

各委員会開催を受けて、3月30日(火)午後3時30分から渋谷法人会館において、総会提出議案について審議した。



柳田会長挨拶

また、源泉研究部会4月12日(月)、青年部会4月22日(木)、女性部会4月27日(火)に平成21年度通常総会を開催し、原案通り承認可決した。



委員会審議(総務委員会)



議案審議(理事会)

平成22年度国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成22年度国家公務員Ⅲ種(税務)試験」を行います。興味のある方は、税務署まで御気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格 平成元年4月2日から平成5年4月1日生まれのもの
- ◇ 申込書交付期間 5月10日(月)～6月29日(火)(土・日曜日は除く。)
- ◇ 申込書受付期間 6月22日(火)～6月29日(火)(同上)
- ◇ 試験日 第1次試験 9月5日(日)
第2次試験 10月14日(木)～10月21日(木)のうち指定された日

※詳細については、御気軽に渋谷税務署・総務課(TEL 03-3463-9181 内線 4002・4003)までお尋ねください。

消費税法改正のお知らせ

平成 22 年 4 月
税 務 署

平成 22 年 4 月 1 日以後

課税事業者を選択した
資本金 1 千万円以上の法人を設立した 皆様へ

消費税法の一部が改正され、平成 22 年 4 月 1 日以後に次の①、②のいずれにも該当する事業者の方は、免税事業者となることや簡易課税制度を適用して申告することが一定期間制限されることとなりました。

①

イ 課税事業者選択届出書を提出し、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から課税事業者となる場合

ロ 資本金 1 千万円以上の法人を設立した場合

②

課税事業者となった課税期間の初日から 2 年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に

新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に

調整対象固定資産の課税仕入れ※を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合

①・②に該当

調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3 年間は、

- 免税事業者となることはできません（法 9 の 7、法 12 の 2 の 2）。
- また、簡易課税制度を適用して申告することもできません（法 37 の 2）。
（一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります。）

※ 調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った場合も含まれます。

なお、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、消費税等に相当する金額を除いた金額が 100 万円以上のものが該当します（法 2 の 16、令 5）。

<略語>

法…平成 22 年度改正後の消費税法
令…平成 22 年度改正後の消費税法施行令

都税事務所だより Q&A



Q 5月31日(月)納期限の自動車税納税通知書が届きました。
自動車税について教えてください。

A 自動車の所有に対して課税される地方税で、自動車の主たる定置場所在の都道府県において課税します。
対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち普通自動車と三輪以上の小型自動車です。

原則として自動車の所有者に課税されますが、割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の所有者とみなして課税します。

毎年4月1日現在の車検証に記載されている所有者に1年分を課税しますが、新規登録又は廃車した場合には、月割計算になります。

●年度の途中で所有権の移転などがあった場合は

異動の状況	課税の取り扱い
新規登録	月割課税 登録した月の翌月から年度末までの月数による課税
転入・転出・所有者変更	年課税 4月1日現在の所有者に、その年度分を全額課税
廃車	月割課税 4月から消滅(抹消登録)の月までの月数による課税

※上記のほか、住所を変更した場合にも、管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお願いします。事情があって、住所変更の手続きが遅れる場合は、自動車税納税通知書に同封されている送付先住所変更届を送ってください。

※平成18年4月1日から、年度の途中で引越しや車の売買などにより、自動車が「他道府県ナンバー」に変わっても、当該年度の末日に変更があったものとみなされ、月割計算による自動車税の還付や新たな課税が行われなくなりました。

●名義変更、廃車などの申告は

新車を取得したり、自動車を譲り受けたり、廃車にした場合などは、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所にその旨を登録し、自動車税事務所に申告してください。

これらの申告をしないと、4月1日現在の車検証上の所有者に課税されますので、御注意ください。

自動車を3月末までに売ったのに、納税通知書が届いた場合が該当します。自動車の売払い先へ相談してください。

●車検を受けるための納税証明書は

自動車税を完納している方は、納税通知書についている納税証明書をそのまま御使用ください。未納の方は、最寄りの都税事務所、都税総合事務センター(自動車税事務所)で納税したうえで納税証明書の交付申請をしてください。

なお、車検のための納税証明書の発行は、都税事務所、都税総合事務センター(自動車税事務所)ならどこでも受け付けています。

※車検を受ける年度中に都道府県間(東京都⇄他道府県)で転出入があった場合は、当該年度の4月1日現在登録のあった都道府県が発行する納税証明書が必要となりますので御注意ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)又は都税総合事務センター(電話0570-064-171)へお問い合わせください。

平成22年度

税制改正大綱

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度は廃止

政府は、昨年12月22日、平成22年度税制改正大綱を閣議決定しました。主なポイントをお知らせします。今回の改正では、法人会が強く撤廃を求めていた「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」が廃止されることになり、法人会の要望が実現する運びとなりました。

法人会の要望
実現へ!!



個人所得課税

扶養控除の見直し

- ・扶養家族のうち15歳以下の「年少分」は廃止
23～69歳の「成年分」は存続(38万円)

特定扶養控除の縮小

- ・16～18歳の上乗せ分は廃止。所得税で38万円(改正前63万円)に、住民税で33万円(改正前45万円)に縮小
19～22歳は現行のまま存続

※所得税については平成23年分から、住民税は24年度分から適用

少額上場株式等の配当所得等の非課税措置の創設

- ・上場株式・投資信託からの配当、譲渡益が条件付で非課税に
24年～26年の投資分で年間100万円以下(3年間で合計300万円が上限)。最長10年間
※平成24年1月1日から適用

生命保険料控除の改組

- ・一般生命保険料控除(改正前上限5万円)と別枠で介護・医療保険料控除を新設。個人年金保険料控除(改正前上限5万円)との3本立になり、所得控除額は各控除とも上限4万円に(合計12万円)

※平成24年分以後の所得税に適用

寄附金控除額の見直し

- ・寄附金控除の適用下限額を2,000円(改正前5,000円)に引き下げ

※平成22年分以後の所得税に適用

法人所得課税

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

※平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用

特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、抜本的措置を23年度改正で講じる

中小企業の支援

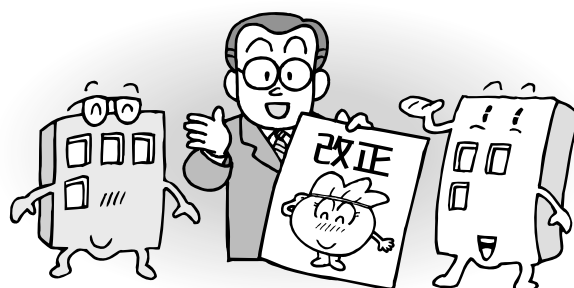
- ・中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長
- ・少額減価償却資産の取得価額(30万円未満のもの)の損金算入の特例期限を2年延長
- ・交際費の損金不算入制度の適用期限を2年延長
※平成22年4月1日から2年間の時限措置

研究開発減税措置の延長

- ・企業の研究開発費の一部を税額控除できる制度の適用期限を2年延長

その他の改正

- ・情報基盤強化税制について適用期限の到来(平成22年3月31日)をもって廃止
- ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について対象設備を縮小



e-Taxを利用しよう

資産課税

贈与税の非課税枠の拡大

- ・住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額を引き上げ(2年間の時限措置)
平成22年中の贈与 1,500万円
平成23年中の贈与 1,000万円
(改正前500万円)

※平成23年12月31日までの贈与に適用

消費課税

ガソリン税の暫定税率を実質維持

- ・暫定税率は廃止。他方、特別措置により、現行税率を実質維持

自動車重量税の軽減

- ・暫定税率の見直し。新車購入時や車検時の負担を軽減(一般乗用車の税額)
年5,000円(改正前年6,300円)
(エコカー車の税額)
50%減税車 年2,500円(改正前 年3,150円)
75%減税車 年1,250円(改正前 年1,575円)
電気自動車、ハイブリッド車 現行維持(改正前 免税)
(新車登録から18年超の自動車の税額)
現行維持(改正前 年6,300円)

※税額は車体重量0.5トン当りの金額

軽乗用車、大型車、営業用自動車の税率は一般乗用車と同様割合で引き下げ。エコカー減税対象車は平成24年4月末まで現行措置を維持、対象車種を拡大

たばこ税の引き上げ

	現行	改正案
国のたばこ税	3,552円	5,302円
地方のたばこ税	4,372円	6,122円
うち(道府県税分)	(1,074円)	(1,504円)
(市町村税分)	(3,298円)	(4,618円)
合 計	7,924円	11,424円

※たばこ1,000本あたりの金額
平成22年10月1日から適用
1本につき5円程度の値上げ

今後の改革の方向性

納税者番号制度の導入

- ・社会保障・税共通の番号制度の導入について具体化を図るため、プロジェクトチームを設置して検討

中小企業の法人税の軽減税率の引き下げ

- ・法人税の課税ベースの見直しなどと合わせて早急に実施に向けて検討

相続税

- ・格差是正の観点から、課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指す

固定資産税

- ・政策税制措置を今後4年間で厳格に見直し

地球温暖化対策税(環境税)

- ・平成23年度の実施に向けて検討

市民公益税制

- ・寄附税制や公益活動を担う法人(NPO法人や公益法人など)に係る税制についてプロジェクトチームを設置して検討

〈参考〉

平成22年度税制改正による 増減税見込額(国税関係)

〈億円〉

項 目	平年度	初年度
扶養控除の廃止(年少分)	5,200	800
特定扶養控除の縮減	1,000	—
特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止	△700	△700
自動車重量税の軽減	△1,700	△1,700
たばこ税の引き上げ	1,200	500
租税特別措置の見直し	1,000	700
その他	△1,000	△100
合 計	5,000	△400

(注)四捨五入の関係で合計値には誤差あり

◇記事作成・問合せ先／四方(よも)税理士事務所

電 話 : 03(5284)8212
ファックス : 03(5802)0116
Eメール : yomo@fd5.so-net.ne.jp
<http://www.np-net.co.jp/yomo/>



法政大学教授 藤倉 良

温暖化対策の適応

緩和と適応

民主党政権が温室効果ガス25パーセント削減という中期目標を掲げ、国内外で議論を呼んでいます。

地球温暖化対策として温室効果ガスを削減することは、もちろん最優先ですので、国内でもそこに関心が集ります。

けれども、温暖化対策には、その他に「適応」と呼ばれる対策があります。将来起こり得る気候変動にたいして、被害を軽減するための手を打つことです。

これに対して、温室効果ガスを削減することを「緩和」と呼びます。省エネや自然エネルギーの利用は「緩和」です。

緩和と適応。どちらも日常用いられているような使い方ではないのですが、温暖化対策ではそのような意味で用いられます。

邪道扱いされたこともある適応

適応には、どのような対策があるのでしょうか。

例えば、温暖化によってこれまでより強い台風が来ることを想定し、堤防をかさ上げするというような防災対策の強化が考えられます。

また、緩和は都市部で重要ですが、適応が重要なのは農村部です。

春先の雪解け水で作物を育てている地域では、雪解けが早まりますから、植え付け時期を早めるための準備が必要です。より高い気温に合った品種に替えることや、日照りの増加に備えて、より多くの農業用水を蓄える設備を作るなどの対策も適応策です。

以前は、適応策を進めることに対して、批判がなされることもありました。温暖化を止めることが使命であるのに、その対策を考えることは健全

ではない。適応策を進めることで、削減目標のハードルを下げて、もう良いと言い出すのではないか。というような批判です。

けれども、今ではどれほど努力しても温暖化を完全に止めることはできないと、大半の科学者が認識しています。温暖化はすでに始まっていると考える科学者も少なくありません。適応も緩和と並行して進めなければいけないと、広く認識されるようになりました。

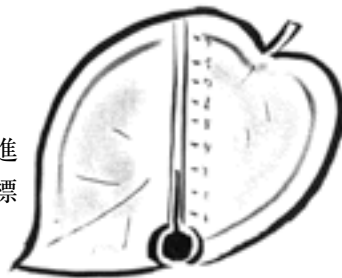
開発途上国の問題

日本のような先進国は社会基盤がしっかりしていますから、多少、温暖化しても、受ける影響は相対的に小さくて済みます。日本でそれほど大きな被害を出さなかった台風が、中国大陸に上陸したとたんに大被害をもたらすことがあります。そうしたことから、適応は先進国よりも開発途上国でより必要であることがわかります。

また、農業は、これまでも早魃(かんばつ)、冷害、病虫害といった自然災害がもたらす被害を受けてきました。このような自然災害に対する地域の抵抗力を高めることが、結果的に適応策となります。農村部における適応は、地域社会を経済発展させることと不可分の関係にあります。

2008年、福田首相はダボス会議で開発途上国の適応策を支援するため、5年間で2500億円程度の資金を提供することを約束しました。2009年の国連気候変動首脳会合においても鳩山首相が適応策支援を進めると発言しました。

日本政府は開発途上国の適応策支援を真剣に進めようとしています。けれども、外国の話であるためか、国内では緩和ほど関心を持たれていません。



法人会
事業
アラカルト

源泉所得税セミナーを開催

2月22日(月)渋谷区立商工会館に於いて、午後1時30分から3時30分まで開催した。講師は法人課税第3部門田中審理担当上席。出席者79名。



講師：田中審理担当上席調査官



挨拶：星法人第3統括官



源泉所得税セミナー

印紙税・消費税研修会を開催

去る2月15日(月)に印紙税研修会、2月25日(木)に消費税研修会をそれぞれ午後1時30分から3時30分まで渋谷区立商工会館において開催した。

講師はどちらも法人課税第2部門山崎上席。出席者は、印紙税研修会78名。消費税研修会68名。



挨拶：熊谷法人第2統括官



2月15日印紙税研修会



講師：山崎上席調査官



2月25日消費税研修会

法人税確定申告書の書き方講習会を開催

3月4日(木)、9日(火)の2回に亘り、法人税確定申告書の書き方講習会を午前9時30分から午後4時まで、

渋谷法人会館に於いて開催した。

4日の基礎講座は法人税確定申告書の別表四、五の書き方。9日の応用講座は、申告書全体の書き方について、渋谷税務署法人課税第1部門西川審理担当上席に講義していただいた。出席者は基礎講座41名、応用講座38名だった。



講師：西川審理担当上席



法人税申告書の書き方講習会

常任理事会を開催

去る2月24日(水)渋谷法人会館において午後4時より常任理事会を開催し、各事業報告と記念式典の収支報告、今後の行事について討議した。



常任理事会

パソコン研修会を開催

渋谷法人会では、パソコン常設の富士通オープンカレッジ渋谷校において、毎回好評のパソコン研修会を開催した。

内容はパソコン入門コース、ワード入門コース、エクセル入門コース、エクセル活用コース

を1回開催した。今回も申し込み者が殺到した為、追加開催した。また企画し、ご案内差し上げます。



パソコン研修会

公益法人制度改革セミナーを開催

渋谷法人会では、公益社団法人認定に向けて準備を進めているが、なかなかよく分かり難い公益法人制度改革について認識を深める為、講師にペリージョンソンコンサルティングの本間氏を迎え、役員セミナーを開催した。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう



講師：本間秀司氏



公益法人制度改革セミナー

平成22年度簿記講習会始まる！

渋谷法人会では、4月13日より渋谷法人会館において、午後5時より7時まで、平成22年度の初級簿記講習会を開催している。

講師は、税理士の四方茂氏。受講者は25名。



講師：四方茂氏



簿記講習会

ブロックだより

第2ブロック研修会

日時 10月28日(水)

午前 8時00分～

午後 6時30分

行き先 アサヒビール茨城工場、牛久大仏、つくば山

参加者 25名



第2ブロック牛久大仏

第5ブロック研修会

日時 3月17日(水)午前 8時00分～午後 6時00分

行き先 記念艦三笠、鎌倉

参加者 23名



17日第5ブロック見学会

第19ブロック研修会

日時 3月19日(金)

午後 4時00分～

午後 7時30分

行き先 東京タワー、とうふ屋うかい

参加者 20名



第19ブロック東京タワー

第1ブロック研修会

日時 3月27日(土)

午前 11時30分～

午後 5時00分

行き先 キリン横浜ビアビレッジ、横浜重慶飯店

参加者 22名



第1ブロック見学会

第21ブロック研修会

日時 4月7日(水)

午前 9時00分～

午後 6時30分

行き先 キリン横浜ビアビレッジ、横須賀軍港クルーズ

参加者 25名



7日第21ブロック見学会

渋谷区立渋谷保育園訪問

第20ブロック(久世ブロック長)

去る2月18日(木)渋谷区立渋谷保育園を訪問し、“風船職人”世界チャンピオンのSINOさんによるアートバルーンショーをブロック地域貢献事業として開催した。

ゴム風船を使い、動物・植物・キャラクター等をつくり、当日出席された渋谷区役所子ども家庭部の久保

田家庭部長、斉藤家庭部保育課長、20ブロック役員とAIUの土井さんらと子供に還り、園児と一緒に楽しみました。

終了後園長さんを囲み、感想をうかがいました。初



上手に出来ました

電子納税、電子申告を活用しよう

めての目論見で、うまくいくか少し心配でしたが、SINOさんの演技に助けられ、貢献活動ができました。



目を輝かせる園児たち

健康講座を開催

第11ブロック（杉本ブロック長）

去る3月23日(火)恒例の健康講座を中国料理白鳳において開催した。講師には、トップアスリートとしての経験を持ち、長年健康指導・実技セミナーに携わってこられた、クリニカメディカ東京の高岸陽子先生にお願いし、『元気で生活を送るには』と題し、ご講演いただいた。



杉本11ブロック長



講師：高岸陽子先生



11ブロック健康講座

部会だより

青年部会意見交換会を開催

3月19日(金)午後4時より法人会館において、日本酒についての研修会、青年部会と渋谷税務署との意見交換会を開催した。

今回は教養セミナーとして、6種類の日本酒の利き酒をしながら、日本酒の講演を聴いた。講師は、土屋酒造㈱の土屋桜子さんにお願いした。

その後、講師を交えて、意見交換会を開催した。



講師：土屋桜子先生



青年部会研修会

女性部会研修会を開催



講師：大久保副署長

3月26日(金)午後2時から税務についての講演会と意見交換会を開催した。

講演会の講師は、渋谷税務署法人調査担当副署長の大久保嘉一氏に『社会・公共の敵、脱税』と題してご講演いただいた。

最初に査察の状況を映像で見せていただき、「多くの納税者は適正な申告をおこなっておりますが、一部に大口・悪質な脱税者がいるのは非常に残念です。この様な脱税を摘発する為、査察官は皆様のご理解とご支援を得て日夜努力しております」とのお話しをいただきました。

その後少人数のグループに分かれ、二見法人課税第1統括官と西川審理担当上席に加



グループディスカッション

わっていただき、税務・調査について意見交換しました。

平成21年度源泉研究部会総会を開催

去る4月13日(火)午後1時30分からの研修会に引き続



議案審議

き、午後3時30分から法人会館研修室において平成21年度源泉研究部会総会を開催した。

内容は、21年度の事業報告と22年度の事業計画案の検討がなされ、原案通り承認可決された。



皆勤賞授与

次に、出席回数優秀部会員に皆勤賞と努力賞が松本部長より渡され議事を終了した。

その後、柳田法人会



田島副署長挨拶



柳田法人会長挨拶

長と渋谷税務署田島法人総括副署長にご挨拶をいただき、無事21年度総会を終了した。

メールアドレスを登録しよう

いざというとき知っておきたい相続税の基礎知識

実藤 秀志（公認会計士・税理士）

相続税の概要

相続税というのは、「金持ち」だけの話だと思われるかもしれませんが、確かに、日本全国で相続税の対象となるのは20人に1人（都内では4人に1人）とそう多くはありません。しかし、例えば、自宅のみの被相続人がなくなり、妻は既に死去し、子供3人いれば、自宅をめぐって相続でもめて「争続」となることは十分あるのです。

そこで、今回、税金を中心に相続の基礎知識を知ってもらおうと思い、第1回目は「相続税の概要」を説明することにしました。

まず、相続税の納税義務者は、相続等により財産を取得した個人です。相続等の中身は、相続、遺贈、死因贈与とがあり、これらは民法の規定とリンクしています。

税率については、最高50%の累進税率となっています。

課税財産については、例えば海外に住んでいる方が、海外の財産を相続等しても日本の相続税はかかりませんが、日本の財産を海外に住んでいる人が相続等すれば、日本の相続税が課税されます。

次に、非課税限度額が「5千万円＋1千万円×法定相続人数」であるため、例えば奥さんと子ども2人の合計3人が相続人であれば8千万円（5千万円＋1千万円×3人）までの財産については相続税は課税されず、また申告も不要です。

さらに、配偶者については、法定相続分または1億6千万円までのいずれか大きい方まで非課税とされています。これは特例のため、税額ゼロでも申告の必要な場合もあります。

最後に、申告期限は、相続開始後10ヵ月以内で、納付は金銭一時納付が原則ですが、延納や物納も可能です。

相続人と相続分は決まっている

民法においては、既にだれが（相続人）、いくら相続するか（相続分）は決まっているのです。これをおのおの「法定相続人」と「法定相続分」といいます。

まず、法定相続人についてですが、配偶者は常に相続人となります。ただし、いわゆる事実婚や内縁関係にあるものについては、相続人とはなりません。

子どもも配偶者とともに相続人となります。ここまでが第1順位となります。

それでは、子どもがいない場合には、父（祖父）や母（祖母）などの直系尊属が配偶者とともに相続人になります（第2順位）。

さらに、子や直系尊属がいない場合には、兄弟姉妹が相続人になります（第3順位）。

ところで、前述の子には、養子や認知されれば非嫡出子も含まれ、胎児にも相続権があります。

次に、法定相続分については右表のとおりですが、民法上、被相続人が相続人のために必ず残しておかなければならない財産の割合である「遺留分」というのがあることはご注意ください。

相続人		法定相続分	遺留分
第1順位	配偶者	1/2	1/4
	子	1/2	1/4
第2順位	配偶者	2/3	2/6
	直系尊属	1/3	1/6
第3順位	配偶者	3/4	1/2
	兄弟姉妹	1/4	0
配偶者のみ		全部	1/2
直系尊属のみ		全部	1/3

e-Taxを体験してみよう！

新連載

変化に対応する!

国司 義彦

(JMC能力開発センター代表取締役)



変化を
とらえる
「感受性」



世の中は変化しています。昔から人の世は絶えず変化してきたのですが、特に、21世紀になってからの変化は激しさを増しています。

一例を挙げれば、私たちの生活に欠かせないガソリン、石油製品の価格は、つい10年前と比較すると一挙に2倍以上に、跳ね上がりました。ところがその後、今度は反落し、ガソリンの末端価格は、〇〇円台に一と書こうと思ったのですが、それはやめることにしました。なぜなら、この原稿が記事になるころには、どうなっているかわからないからです。

海外旅行でも一時、燃料代の高騰を理由に一斉に値上げ傾向にあったものが、今度は一転値下げ競争、そしてまたまた値上げの傾向?

このように、ものの値段一つを取ってみても、始終変化しています。そればかりではありません。

高収益を誇っていた優良会社が赤字転落—いや、そもそも、ソ連の崩壊で、冷戦が終結し「一人勝ち」と思われていたアメリカ経済があんな形で、世界中を巻き込む経済破綻、金融不安を惹起すると予想、警告した人がどれほどいたでしょう。

いや、実はかなり前から、「アメリカ経済の危うさ」は、消息通の間ではささやかれていたのです。

だが、そのような情報を提供していた媒体はほとんど皆無でした。

では、そのような情報はいかにして、「先取り」したらよいのか。

やはり、究極は「個人の感受性」に依存するところが大きいものと思われます。

言い換えれば、溢れるような情報洪水の中から、有効、有益な情報を「選別する直観力」が、ものをいうことになります。

これは危険から身を守るだけでなく積極的に有益な情報を得て、健全で幸せな毎日の生活を実現するためにぜひ、必要なことです。

これから、変化をとらえ、情報を選別し、悔いのない生活を実現する方法を探ってみることにしましょう。それは、人生、生活のあらゆる場面で不可欠と考えられます。

現代を生き抜く知恵

西都原 信 (ビジネス評論家)

「ホスピタリティー」能力を身につけよう

“おもてなしのこころ”は、究極の商品だということができよう。

そこには、相手に対する視点が不可欠となることになる。それは、“おもてなしのこころ”に加え、“こころくばりと気くばり”が求められる。ビジネスにおいて、今や顧客一人ひとりに満足を思考していかなければならない「顧客社会」において、ビジネスパーソン各自が顧客満足度をいかに高めていくかが重要課題だといえる。

しかも、頭の中だけではなく、日常の業務遂行において、ホスピタリティーを身につけていくことである。

■「ホスピタリティー」力をつけるチェックポイント

- ☐相手の目線に立って行動しているだろうか
- ☐相手の話をよく聞くことができるだろうか

- ☐相手の気持ちを理解しようとしているだろうか
- ☐約束は必ず守ることができるだろうか
- ☐トラブルに対して敏速に適切な対応ができるだろうか
- ☐常に安心・安心感を与えているだろうか
- ☐常に礼儀よく、マナーよく接しているだろうか
- ☐心のコミュニケーションをとっているだろうか
- ☐笑顔を絶やさないように努めているだろうか
- ☐情報は的確に提供しているだろうか
- ☐敏速に対応するようにしているだろうか
- ☐いつも自分のこととしてとらえているだろうか
- ☐健康管理は十分に行っているだろうか
- ☐身だしなみに気をつけているだろうか
- ☐常に自己点検をしているだろうか
- ☐常に問題意識をもって行動しているだろうか
- ☐十分な睡眠と規則正しい生活を習慣化しているだろうか
- ☐変化対応力を高めているだろうか

法人会ホームページを活用しよう

平成22年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
5	プラネックスホールディングス(株)	久保田克昭	渋谷区東3-16-3	5766-1300	電子機器
15	野村證券(株)幡ヶ谷支店	本川美登里	渋谷区幡ヶ谷1-34-14	5454-7256	証券業
15	(株)アクトコア	岩上 淳芳	渋谷区幡ヶ谷2-21-2	5334-5135	建設業・不動産業
15	(有)ビルド技研	池内 礼市	渋谷区幡ヶ谷2-33-13-307	3373-7621	建築鉄工業
18	(株)志本堂	中島 清人	渋谷区代々木2-21-3	3370-3177	人材派遣業
19	(株)REDS	北條 吉徳	渋谷区千駄ヶ谷3-3-13	3478-6287	
20	(株)TOPANGA	多賀谷篤助	渋谷区神宮前3-5-13	5786-2676	紳士服卸売業
21	CREATED(株)	アルバアグドゥーラ	渋谷区神宮前4-6-8-B1	5771-8228	飲食店
21	(株)カーツ	岡本 克喜	渋谷区神宮前6-25-8-801	3486-0578	広告代理店

平成22年3月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
3	合同会社 東京会計コンサルティング	丸山 祥史	渋谷区鶯谷町5-7-302	6416-1430	コンサルティング業
3	(株)グレスト	森 仁	渋谷区桜丘町15-8	3462-5111	総合不動産業
3	(株)パーツワン	長倉 達也	渋谷区桜丘町29-35	3463-2065	自動車中古部品の小売・卸売
3	(株)デコラージュ	増尾 実	渋谷区桜丘町30-15-403号	5728-2381	紅茶の輸入販売
5	ラ シエール(株)	宮本 聡	渋谷区東3-22-13	5464-0290	玩具・雑貨の輸入並びに卸売
6	(有)丸壮アーバンネット	瀬川 和宏	渋谷区渋谷2-9-11	5464-1853	不動産業
6	(株)レバレッジ	山本 芳祐	渋谷区渋谷3-27-4	5774-7481	不動産・ITコンサル
7	(株)エムアイコーポレーション	宮下 文夫	渋谷区道玄坂1-15-3	5784-3343	保険代理店業
7	(株)ワンパワー	入江 正彦	渋谷区道玄坂1-5-5	5489-8245	飲食店経営
7	スペインバル&レストラン マドリード	宮内恵美子	渋谷区道玄坂1-11-3	5459-5503	飲食店・美容院・輸入業
8	(有)みすず商事	有賀 千晴	渋谷区円山町7-3	3462-1321	旅館
9	富士ハウジング(株)	永松 秀行	渋谷区道玄坂2-9-9	3461-2375	不動産仲介業
10	(有)エーシート	沼田 敦	渋谷区道玄坂2-23-11-3F	3496-7907	飲食経営
11	(株)AIR	蛭名 学	渋谷区宇田川町28-2		パブ
11	ベストセキュリティサービス(株)	森本 幸喜	渋谷区宇田川町34-5	6415-6285	警備業
12	(株)パシフィック・ギャランティ	北岡イリーナ	渋谷区富ヶ谷1-14-14	5453-6931	コンサルティング(タックスプランニング)
12	(株)ワイエムケー	勝本 昌宏	渋谷区富ヶ谷1-44-8	3469-8751	服地卸
12	(株)G.O.Wトレーディング	野崎 聖子	渋谷区富ヶ谷2-21-15	5465-1191	カジュアルウェア等の企画卸・輸入等
14	オフィス・HANZO	服部 論	渋谷区笹塚1-54-9	6276-0836	音楽製作・音楽教室
16	(株)クリエイティブファクトリー	小林 大悟	渋谷区本町1-37-1	6313-5361	ホームページ制作
17	(有)英そば 初台庵	田中 英伸	渋谷区初台1-38-12	3373-3990	飲食業
18	ランテクニカルサービス(株)	松本 好家	渋谷区代々木1-38-2	3370-3666	次世代封止装置研究開発メーカー
18	(株)イデアール	薄葉 直也	渋谷区代々木2-4-9	5785-1701	不動産仲介・管理
18	(株)ドール・ディフュージョン・ジャパン	田島 民子	渋谷区代々木2-5-1		カルチャースクール
18	(株)K21	深尾 文博	渋谷区千駄ヶ谷5-29-7	3226-7773	インターネットのウェブコンテンツの開発制作
18	(株)ジョイスティック	田表 拓	渋谷区代々木2-23-1	5365-1535	広告制作
19	(株)アシストファー	尾崎 俊哉	渋谷区千駄ヶ谷3-15-14	6438-9606	インターネット販売
区外	(有)コルツァ	鈴木 英壽	埼玉県本庄市滝瀬1411	6447-2530	婦人服卸

あなたと都税

56

一部税についてのお知らせ

5月は自動車税の納期です

平成22年度の自動車税納税通知書は、5月6日(木)に発送しました。



詰将棋■解答

■2二飛成△同玉■2一飛△同玉■2三香△2二合駒■1三桂不成まで七手詰め。

■解説

初手■2一飛では△1四玉■1三桂成の時に取ってはくれず、△1五玉で上部脱出を許してしまいます。

まず■2二飛成が正解で、今度△1四玉なら■1三飛までとなります。

△2二同玉には■2一飛の連続捨て駒が好手順で、△同玉と下段に落とせば■2三香からとどめが刺せます。

<納期限> 5月31日(月)

<ご利用になれる納付方法>

◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

○一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆コンビニエンスストア

○納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのもの

振替納税を利用しよう

に限りです。

○一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

○コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類です。領収証書に日付・コンビニエンスストア名が明確に押印されているか確認してください。

◆金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング

○納付確認ができ次第（おおむね2週間程度）、はがきサイズの継続検査等用（車検用）の納税証明書を郵送します。

○一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

○ペイジーマークの入っている都税の納付書に限りです。

○領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください）。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です（既にご利用の方は新たな申込みは不要です）。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）の「都税の納税等について」をご覧ください。

ー都税についてのお知らせー

障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免申請はお済みですか？

●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程

度が一定基準の方

●減免が受けられる自動車

障害者の方又は生計を同一とする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同一とする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限りです。

●申請方法

＜申請場所＞都税事務所・都税支所・支庁・自動車税事務所・都税総合事務センター

＜申請期限＞納期限（平成22年5月31日/月）

※新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

＜必要書類＞

○身体障害者手帳等

○運転免許証（コピーの場合は表裏両面）

○印鑑（認印）

※障害者の方と生計を同一とする方が所有又は運転する場合は、生計を同一とする方が障害者の方と同居していることが分かるもの（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）が必要です。

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

※平成22年度から、肝臓機能障害の障害者手帳をお持ちの方が新たに減免の対象になります。（減免の対象となる障害等級は、1級から4級までの各級です。）

☆詳しくは、都税総合事務センター（0570-064-171）へお問い合わせください。



詰将棋

＜出題＞六段 沼 春雄

■ヒント

玉の上部脱出を許さないような攻め方が最重要となります。

（考慮10分で1級）



イベント総合プロデュース 株式会社 ジェイ・ユー

〒150-0043 渋谷区道玄坂2-18 サンモール道玄坂603 FAX 03-3476-4423

イベント企画・制作/タレント/歌・演奏/舞踊/花/招聘/楽曲制作・録音/デザイン・印刷/撮影・映像編集/CD・DVD制作/音響・照明/司会/プロモーション/etc.

TEL 03-3476-4421 www.j-u.co.jp
mail@j-u.co.jp

★5月の推薦イベント★



"神の手" 津軽三味線奏者 黒澤 博幸 公演

2010年5月29日（土）

マスミスペースMUR O

東京都豊島区巣鴨4-5-2 TEL03-3918-5401

17:00開演 3,000円

（黒澤博幸 web site）<http://jucojp.p1.bindsite.jp/kurosawa/>

会員の皆様のための

●新設・移転・拡張

●即日診断

●日・祝受診可

脳ドック・人間ドックのご案内



■人間ドック

- 半泊コース（昼食付）
- 一泊コース（夕食・昼食付）
- 脳ドック（総合コース）

宿泊は京王プラザホテルで、シングルルームです。

■他の各種健診

- 成人病・主婦健康診断
- 一般健康診断
- 入社健康診断

検査コース	特別料金	一般料金
半日コース	42,000円	50,000円
一泊コース	68,250	73,500
脳ドック	49,350	52,500
成人病健診	24,000	26,000
主婦健診	28,500	30,000
法定健診	12,000	13,000
入社健診	12,000	13,000

（消費税込）

当院は平成21年1月より、新宿住友ビル6Fに移転し、最新の医療設備と健診システムを導入して、ご受診者のご要望にお応えしております。又各種団体の優良ドック施設になっております。

■充実したオプション検査

- 脳ドック（単独コース）
- 脳ドック（専門コース）
- 頸椎MRI
- 腰椎MRI
- 骨盤内MRI（女性のみ）
- 頸動脈エコー
- 脈波検査
- ピロリ菌抗体検査
- 肺癌ドック
- CT使用による頭部、胸部、腹部の精密検査
- マンモグラフィ・乳腺エコーを使用した乳がん検査
- 卵巣・子宮エコー
- 骨粗鬆症
- 腫瘍マーカー
- 女性用腫瘍マーカー
- 前立腺腫瘍マーカー
- B型肝炎検査
- C型肝炎検査
- 甲状腺機能検査
- エイズ検査

（詳細はお問い合わせ下さい）

お申し込み
お問い合わせは…

●全国健康保険協会けんぽ・日本病院会・日本総合健診医学会・健康保険組合連合会 各指定

医療法人社団・成山会 **楠樹記念クリニック**
NANJUKINEN CLINIC

〒163-0206 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル6階（都庁隣り）

TEL (03)3344-6666(代) FAX (03)3348-0126

<http://www.nanju.or.jp>